

高 福 号 外  
令和7年4月18日

指定介護保険事業者 管理者様

米沢市健康福祉部高齢福祉課長

指定介護保険事業者の休止期間に対する上限設定について（通知）

平素より、本市介護保険行政の推進に格別の御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年、指定介護保険事業者からの無期限の休止届が増えており、介護保険事業計画の執行に影響を与えることが懸念されることから、介護保険運営協議会にて協議の上、令和7年7月1日から休止期間に上限を設けることになりましたのでお知らせします。

これまで本市では、休止に際しての期限を設けておりませんでした。この度、第10期以降の介護保険事業計画策定への影響を鑑みて、全国の他自治体を参考に休止の期間を設けました。休止期間は、原則6か月とし、延長は最大6か月までといたします。休止期間が12か月を超える場合には原則廃止届を求めますが、やむを得ない事情があるとみられる場合には下記担当まで御相談ください。また、廃止届提出後に再度介護サービスを開始される場合には、新規指定の手続きを行っていただくことになります。今年度においては、令和7年3月31日以前に休止した事業者と令和7年4月1日から令和7年6月30日までに休止する事業者で適用が異なりますので、別紙を御確認ください。

御不明な点は下記担当までお問合せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

担当 健康福祉部高齢福祉課  
事業管理担当 鈴木

TEL 0238-22-5111 内線 3902

FAX 0238-21-1600

Mail kouhuku-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

## 指定介護保険事業者の休止期間に対する上限設定について

### 1 休止期間の上限

原則6か月間。延長は最大6か月まで可能とします。

※12か月を超える休止については、原則廃止届を求めるとします。ただし、やむを得ない事情があるとみられる場合には米沢市高齢福祉課事業管理担当に御相談ください。

### 2 適用開始時期

令和7年7月1日

【実際の運用例（令和7年7月1日から休止する場合）】

R7									R8		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営			休止（原則6か月間）						最大6か月まで延長可能		
R8									R9		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—————▶			原則廃止届								

### 3 今年度における適用

(1) 令和7年3月31日以前に休止している場合

適用開始時期（令和7年7月1日）から6か月後の令和7年12月まで休止可能とします。令和8年1月に事業が再開できない場合は、原則廃止届を求めます。

【イメージ】

R7									R8		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現在休止中（令和7年12月まで休止可能）									原則廃止届		

(2) 令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に休止する場合

原則、令和7年12月まで休止可能とし、延長は最大6か月まで可能とします。

【実際の運用例（令和7年5月1日から休止する場合）】

R7									R8		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営	休止（原則 令和7年12月まで休止可能）								最大6か月まで延長可能		
R8									R9		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—————▶			原則廃止届								